令和６年度さいたま市総合教育会議

次　第

日時　令和７年３月 19 日（水）
15 時 15 分から 16 時 15 分まで
場所　さいたま市役所議会棟２階第７委員会室

１　開　会

２　市長挨拶

３　議　事
⑴　令和５年度第２回総合教育会議協議事項に関する取組状況等について
⑵　教職員の働き方改革について

４　閉　会

＜資料＞
・次第
・出席者名簿
・席次
・資料１　令和５年度第２回総合教育会議協議事項に関する取組状況等について
・資料２　教職員の働き方改革について
・参考１　さいたま市総合教育会議運営要綱
・参考２　さいたま市総合教育会議傍聴人要領

令和６年度さいたま市総合教育会議
出席者名簿

１　構成員

市長	清水　勇人
教育委員会教育長	竹居　秀子
教育委員会委員（教育長職務代理者）	大谷　幸男
教育委員会委員	石田　有世
同	伊藤　華英
同	小山　和也
同	堀田　香織（欠席）

２　構成員以外

⑴　市長部局

都市戦略本部	
総合政策監	藤野　知之

⑵　教育委員会事務局

副教育長	栗原　章浩
管理部長	中村　和哉
管理部参事	深津　健太郎
教育政策室副参事	酒井　東悟
学校教育部長	野津　吉宏
学校教育部参事兼教職員人事課長	寺内　啓容
生涯学習部長	佐野　公子

令和６年度さいたま市総合教育会議
席　次

清水市長

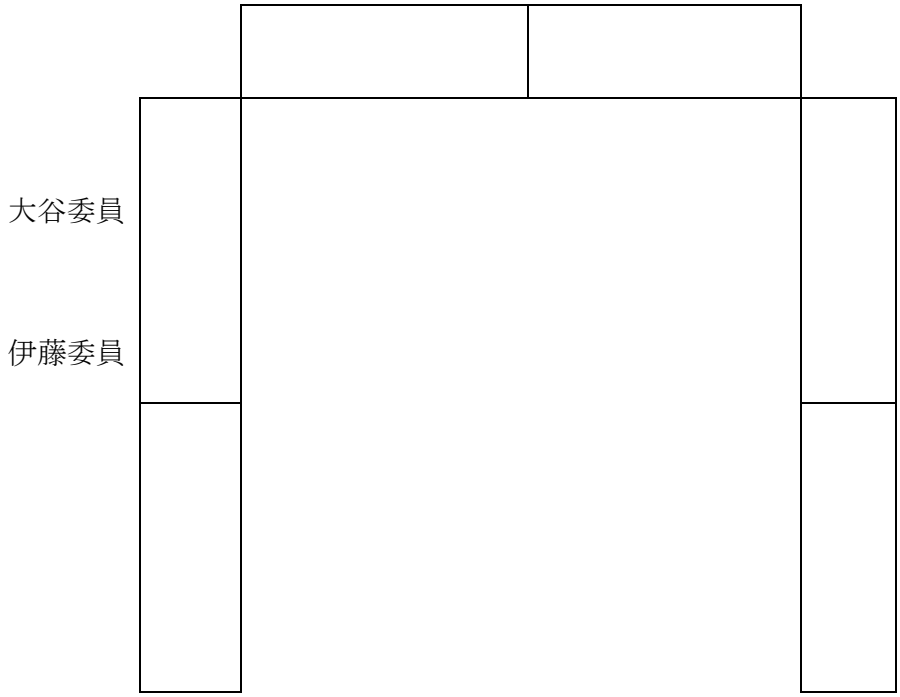

大谷委員
伊藤委員
竹居教育長
石田委員
小山委員

総合政策監		副教育長	管理部長	学校教育部長	生涯学習部長

都市経営戦略部 副理事			管理部参事		

都市経営戦略部 副参事			教育政策室 副参事	教職員人事 課長	

事務局 （都市経営戦略部）					

傍聴席・報道席

令和５年度 第２回総合教育会議に関する取組状況等について（R6.3.21開催）

資料１

◎「こどもまんなか社会」の推進・少子化対策について

・本市にこどもまんなか・少子化対策会議を設置した旨を報告する。

- 本市の少子化・子育てをめぐる現状と課題を多角的に検証する委託調査「子育て支援策検証業務」において、子育て支援施策に加え、英語教育の充実や自校式給食など本市の教育環境についても幅広く検証を行った。

- また、令和7年度からスタートする「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」の策定に向けた子どもの意見聴取の一環として、子ども・若者ワークショップやタウンミーティングの実施に加え、市内5校の小・中学生24名と市長が意見交換を行った。

- 子育て支援策検証業務の結果や小・中学生などの意見は、「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン（素案）」の重点施策（「こどもまんなか社会の実現」及び「少子化対策の推進」）を中心に反映し、本年3月末までに策定する予定である。

- 同プラン策定後は、子ども向け概要版を作成し、市立学校の全児童生徒に周知を図る予定である。

令和５年度 第２回総合教育会議に関する取組状況等について（R6.3.21開催）

◎コミュニティ・スクールについて（1/2）

子どもたちの成長を支え、よりよいコミュニティの形成に寄与するため、学校、家庭、地域が目標やビジョンを共有し連携・協働する「コミュニティ・スクール」の取組強化について協議する。

《実践事例集》

- 市立全校の実践事例をまとめた『コミュニティ・スクールとスクールサポートネットワークの一体的推進に係る実践事例集』を作成した。
- 市立全校から実践事例集が提出され、これまでの各校の取組が協働活動として実を結んでいることが確かめられた。学校運営協議会で子どもが意見を表明する機会や、子どもが地域社会の中でエージェンシーを発揮して主体的に協働活動に参画する取組も見られ、成果と捉えている。
  （3月中に市ホームページ等で公開予定）

《研究協力校》

- 子どもたち自身のエージェンシーをはぐくむコミュニティ・スクールのあり方について、2年間の実践研究を行う研究協力校2校（与野西北小・八王子中）を指定した。学校運営協議会における行政説明や協働活動の視察、管理職との面談等、伴走支援を行うことができた。

《広報》

- コミュニティ・スクール通信「コミ丸」で好事例の具体を共有できる仕組みを整え、本事業に関わる全ての方への理解の促進を図ることができた。

令和５年度 第２回総合教育会議に関する取組状況等について（R6.3.21開催）

◎コミュニティ・スクールについて（2/2）

子どもたちの成長を支え、よりよいコミュニティの形成に寄与するため、学校、家庭、地域が目標やビジョンを共有し連携・協働する「コミュニティ・スクール」の取組強化について協議する。

《アンケート調査》

- 令和3年度と令和5年度のアンケート調査結果を比較・分析し、その結果、コミュニティ・スクールの導入により学校・家庭・地域相互の心理的距離が縮まり、地域総がかりで子どもたちを育てる当事者意識が高まっていることや、子どもたちの活躍の機会の創出により、子どもたちのエージェンシーが育成され、社会貢献意識や地域への帰属意識の高まりが期待できることがわかった。
- 一方、保護者に本事業の取組が十分に伝わっていないという課題も見えてきた。
- 調査結果と分析を市ホームページに掲載し、制度の導入による効果や影響を広く周知することで、コミュニティ・スクール推進の機運の醸成を図る。

《研修》

- アンケート調査の結果を受け、管理職、教職員に加えて、公民館長やPTA会長を対象に研修会を実施したことで、学校・家庭・地域の三者が「教育の当事者」として連携・協働していく風土の醸成を図ることができた。

《市長部局との連携》

- 放課後子ども居場所事業のモデル校実施が円滑に推進できるよう、子ども未来局所管課が当該校の学校運営協議会に参加し、 周知を図った（令和7年度モデル校9校）。

資料２

教職員の働き方改革について

さいたま市教育委員会

■国の動向について

学校における働き方改革のさらなる加速化に向けて

「令和の日本型教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（令和６年　中教審部会審議のまとめ）

文部科学省は、**学校教育の質の向上のため、教師が教師でなければできないことに集中できるようにする**ため、**学校・教師が担う業務の適正化を推進している。**また、一人ひとりの教師が多様な業務を抱える「**個業**」から、業務の一部を他の教師と分担する「**協働**」**へのシフトチェンジ**の徹底を図るとともに、教育委員会が学校に伴走しつつ、**３分類に基づく業務適正化の徹底**、調査の精選、**標準を大きく上回る授業時数の見直し**、**校務DXの加速化**等の必要性を示している。

学校・教師が担う業務に係る３分類

基本的には学校以外が担うべき業務	学校業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（第213号）（平成31年1月25日）

■国の動向について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正（令和７年２月）

＜概要＞

1　学校における働き方改革の推進

（１）教育委員会における実施の確保のための措置

（２）学校における実施の確保のための措置

2　組織的な学校運営及び指導の促進

・主務教諭の配置

3　教員の処遇改善（令和８年１月１日施行）

（１）高度専門職にふさわしい処遇の実現

・教職調整額の段階的引き上げ

（２）職務や勤務に応じた処遇の実現

・学級担任への特別手当

【教育委員会　義務付け】

・教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための**業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表**

・計画の内容及び実施状況について、**総合教育会議への報告**

【学校　義務付け】

・学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置を計画と紐づけ

・学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める

（令和８年４月１日施行）

■本市の取組

学校教育に携わる全ての人々が同じ方向を見ながら取り組めるよう「さいたま市立学校における働き方改革」グランドデザインを策定し、働き方改革を推進している。

さらに働き方を進めていくためには、地域・保護者の理解、協力が欠かせない

■本市の取組

グランドデザイン策定し、学校と教育委員会が一丸となり、総合的・計画的に学校における働き方改革を進めている。

＜これまでの取組＞

		取組に対しての肯定的な回答
校務におけるＩＣＴの活用	各学校におけるデジタル採点アプリ、保護者連絡ツール、生成ＡＩの活用推進	87%
保護者対応映像資料の作成	教職員の保護者対応の負担軽減を図るため映像資料の作成、活用	
給食費の公会計化	給食費の公会計化による教職員の負担軽減	89.7%
スクールサポートスタッフの配置	印刷、事務補助等を行う職員として、スクール・サポート・スタッフを、過大規模校を中心に配置	92%
学校における電話対応を勤務時間内とする取組	勤務時間外は自動音声メッセージによる対応	90%
部活動指導員の配置	教員の負担軽減と技術指導の充実	93%
長期休業中におけるテレワークの実施	教職員の柔軟な働き方の推進	92%
学校閉庁日の設定	市民の日、県民の日、夏季休業中５日間、冬季休業中の１日	76.2%

＜令和７年度の取組＞

教育委員会からの学校宛調査、報告等の縮減	学校宛に依頼する調査を把握し、内容を精査することで発出文書の縮減を図る。
チラシの電子化（R6～試行）	イベント、体験等の後援チラシをホームページに掲載することで、配布等にかかる負担の軽減を図る。
年間授業日数の見直し	土曜日に教育活動を実施する場合は、振替休業日を設定する。年間授業日数が減ることで、教職員が児童生徒と向き合う時間が増える。また、教職員の専門性の向上を図るための研修に当てることで、教育の質の向上を図る。

■本市の教職員の現状及び課題

各年度１１月調査

１人当たりの時間外在校等時間の平均の推移　　平均（時間：分）

H３０	R１	R２	R３	R４	R５	増減(H３０→R５)
５２：０２	４７：４０	４１：５９	３８：４９	３６：２０	３４：４２	－１７：２０

１人当たりの時間外在校等時間が８０時間超の割合

H３０	R１	R２	R３	R４	R５	増減(H３０→R５)
１６.９％	１１.５％	７.０％	５.８％	４.３％	２.９％	－１４.０ポイント

教員という仕事にやりがいや満足感を感じている割合

R２	R３	R４	R５	R６
９３.５％	９２.３％	９２.８％	９２.９％	**９２.９％**

教員は子どもとのかかわり合いの中で、
やりがいや満足感を感じることができる。

やりがいや満足感を感じたとき

1位	**児童生徒により良い変容が見られたとき**	**78.7%**
２位	児童生徒に学力が身についたと実感したとき	61.6%
３位	児童生徒から感謝されたとき	56.0%
４位	児童生徒と協働して成果を上げたとき	53.2%

■本市の教職員の現状及び課題

負担や多忙感を感じている割合

R2	R3	R4	R5	R6
88.3%	88.4%	88.1%	90.5%	**89.2%**

負担や多忙感を感じている校務

1位	**成績処理**	**51.6%**
1位	**事務/報告書作成**	**51.6%**
3位	保護者/PTA対応	49.4%
4位	生徒指導【個別】	48.7%

負担や多忙感を感じている要因

1位	**業務量が多い**	**70.4%**
2位	業務の割振りが偏っている	30.0%
3位	家庭や地域からの要望に応えることが難しい	23.9%
4位	健康面や家族の介護などプライベートでの課題を抱えている	16.2%

保護者/PTA対応において、負担を感じている校務

	校長	副校長・教頭	主幹教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	全職種	R5 全職種
PTAの関連活動への協力	21.4%	**46.2%**	21.1%	20.4%	7.0%	20.3%	21.1%	21.9%

■本市の教職員の現状及び課題

＜本市の働き方改革における成果＞

●残業時間や１人当たりの時間外在校等時間が８０時間超の割合の減少

●教員という仕事にやりがいや満足感を感じている割合の高さ

＜本市の働き方改革における課題＞

●成績処理や事務作業などの業務量が多いと感じている教員が多い

⇒教職員用コンピュータ及び校務支援システムの更新に向け、次世代型校務支援システムについて市教委と学校が一体となって検討を進め、教職員の負担軽減につながるシステムを構築していく

●家庭や地域からの要望に応えることに対して負担を感じている教員が多い

⇒学校における働き方改革について、家庭・地域の理解が中々浸透していない

市長部局と連携し、学校における働き方改革について
家庭や地域の理解を得られる方法を検討する必要がある

■他市の事例＜宇都宮市＞

＜市長・教育長の連名のメッセージを発信＞

「教職員の働き方改革について」
市長と教育長の連名での
メッセージ付のチラシを発出

周知方法

〇地域の方
⇒自治会を通じて発信

〇保護者
⇒市教育委員会から発信

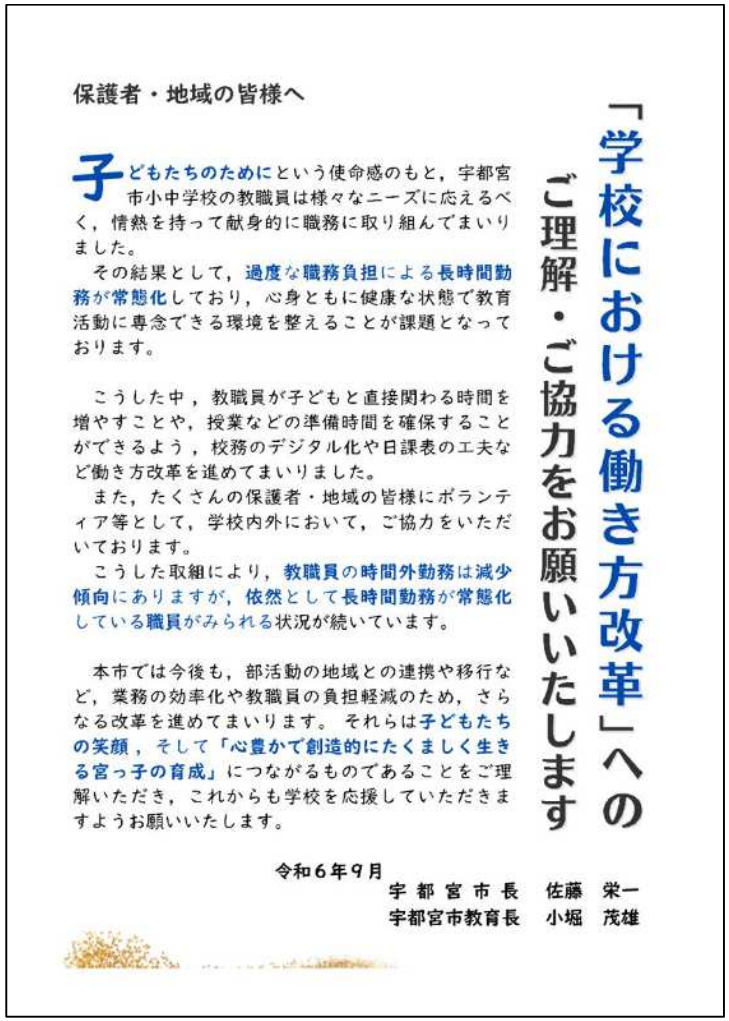

保護者・地域の皆様へ

「学校における働き方改革」へのご理解・ご協力をお願いいたします

子どもたちのためにという使命感のもと，宇都宮市小中学校の教職員は様々なニーズに応えるべく，情熱を持って献身的に職務に取り組んでまいりました。

その結果として，過度な職務負担による長時間勤務が常態化しており，心身ともに健康な状態で教育活動に専念できる環境を整えることが課題となっております。

こうした中，教職員が子どもと直接関わる時間を増やすことや，授業などの準備時間を確保することができるよう，校務のデジタル化や日課表の工夫など働き方改革を進めてまいりました。

また，たくさんの保護者・地域の皆様にボランティア等として，学校内外において，ご協力をいただいております。

こうした取組により，教職員の時間外勤務は減少傾向にありますが，依然として長時間勤務が常態化している職員がみられる状況が続いています。

本市では今後も，部活動の地域との連携や移行など，業務の効率化や教職員の負担軽減のため，さらなる改革を進めてまいります。それらは子どもたちの笑顔，そして「心豊かで創造的にたくましく生きる宮っ子の育成」につながるものであることをご理解いただき，これからも学校を応援していただきますようお願いいたします。

令和６年９月

宇都宮市長　佐藤　栄一
宇都宮市教育長　小堀　茂雄

保護者・地域の皆様へお願いしたいこと

学校行事について

行事のねらいや子どもたちの状況を踏まえ，これまでの取組を見直し，工夫して実施することがありますので，ご理解くださいますようお願いいたします。

中学校の部活動について

専門的な指導と子どもたちの活動機会を確保するため，休日の部活動の地域連携・地域移行を進めていきますので，ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

ボランティア活動への協力について

登下校の安全確保や授業の補助など，ボランティアとして学校の活動へのご協力をお願いいたします。

学校への問い合わせについて

勤務時間外の電話対応を，自動音声応答に切り替えています。電話がつながらない場合には翌日以降の勤務時間内の連絡にご理解・ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】　宇都宮市教育委員会事務局　学校教育課　028-632-2734
ホームページ：https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kyoikuiinkai/index.html

■他市の事例＜大阪市＞

＜市長メッセージの発信＞

「教職員の働き方改革について」
市長メッセージ付のチラシを発出

周知方法

〇地域の方
⇒自治会を通じて発信

〇保護者
⇒学校から発信

市長部局と教育委員会事務局が
連携して周知している。

保護者・地域の皆さまへ

教員が子どもたちの前で生き生きと働き、子どもたちの教育環境を充実させるため、働き方改革にご協力をお願いいたします！

大阪市では教員の長時間勤務が大きな課題です！

勤務時間を除く在校等時間（令和４年１２月時点）
①年間３６０時間をこえる教員の割合　：５０.９％
②月８０時間を超える教員の割合：３.４％

横山市長からのメッセージ

～教員の働き方満足度日本一をめざして！！～

「子どもたちのためなら長時間の勤務でもかまわない」という働き方は、高い使命感から生まれるものであったとしても、その働き方で教員が疲弊していくのであれば、結果的には「子どもたちのため」にはなりません。

「教員が子どもたちの前で健康でいきいきと仕事をする」
「教員が子どもたち一人ひとりに向き合う時間を確保する」
働き方改革のすべては「子どもたちのため」につながっています。

学校園の働き方改革を進めていくためには、保護者の皆さまや地域の皆さまのお力添えがなければ実現できないものがたくさんあります。
未来を担う子どもたちのため、どうか、学校園の働き方改革の取り組みにご理解とご協力をお願いいたします。

大阪市長
横山　英幸

裏面へ続きます

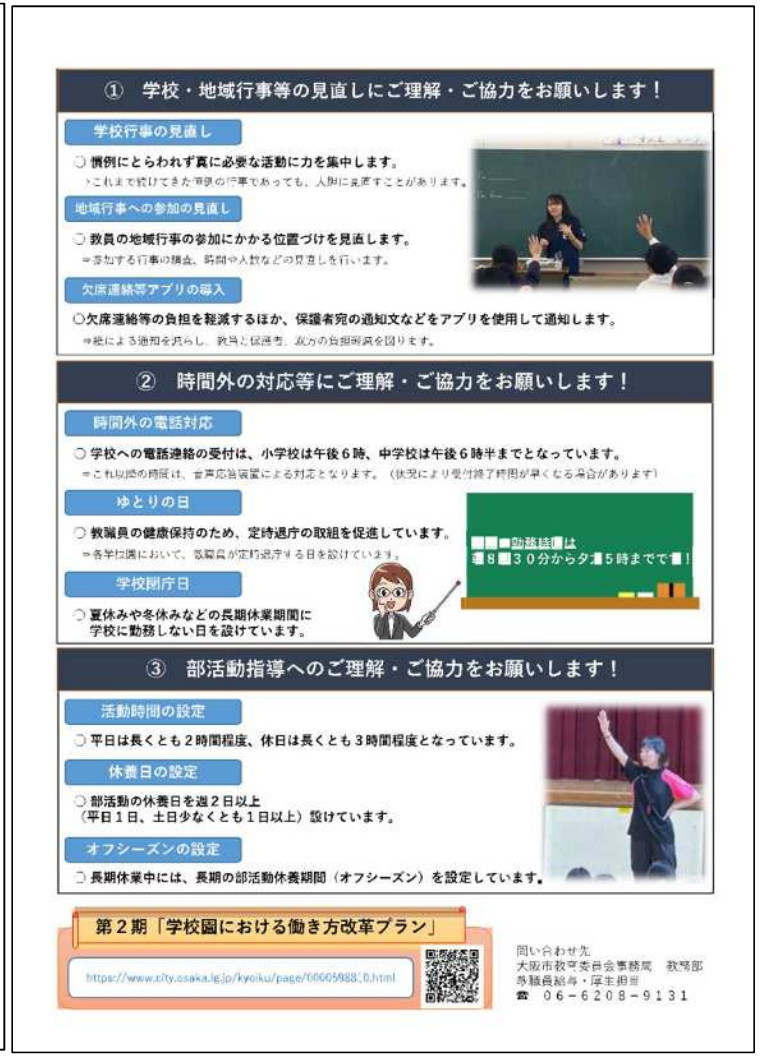

① 学校・地域行事等の見直しにご理解・ご協力をお願いします！

学校行事の見直し
○慣例にとらわれず真に必要な活動に力を集中します。
⇒これまで続けてきた伝統の行事であっても、人間に見直すことがあります。

地域行事への参加の見直し
○教員の地域行事の参加にかかる位置づけを見直します。
⇒参加する行事の精査、時間や人数などの見直しを行います。

欠席連絡等アプリの導入
○欠席連絡等の負担を軽減するほか、保護者宛の通知文などをアプリを使用して通知します。
⇒紙による通知を減らし、教員と保護者、双方の負担軽減を図ります。

② 時間外の対応等にご理解・ご協力をお願いします！

時間外の電話対応
○学校への電話連絡の受付は、小学校は午後６時、中学校は午後６時半までとなっています。
⇒これ以降の時間は、音声応答装置による対応となります。（状況により受付終了時間が早くなる場合があります）

ゆとりの日
○教職員の健康保持のため、定時退庁の取組を促進しています。
⇒各学校園において、教職員が定時退庁する日を設けています。

学校閉庁日
○夏休みや冬休みなどの長期休業期間に学校に勤務しない日を設けています。

③ 部活動指導へのご理解・ご協力をお願いします！

活動時間の設定
○平日は長くとも２時間程度、休日は長くとも３時間程度となっています。

休養日の設定
○部活動の休養日を週２日以上
（平日１日、土日少なくとも１日以上）設けています。

オフシーズンの設定
○長期休業中には、長期の部活動休養期間（オフシーズン）を設定しています。

第２期「学校園における働き方改革プラン」

https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000598810.html

問い合わせ先
大阪市教育委員会事務局　教務部
教職員給与・厚生担当
☎　０６－６２０８－９１３１

■協議内容

- 本市の学校における働き方改革の取組について

- 学校における働き方改革に対し、
  家庭や地域の理解を得られる方法について